

会員へのお知らせ

子宮頸癌進行期分類の改定について

学会会員 殿

子宮頸癌の新 FIGO 進行期分類(FIGO 2018)が、2019 年から発効となったことに伴い、子宮頸癌取扱い規約改訂に関する小委員会で改訂作業をすすめ、子宮頸癌進行期分類(日産婦 2020, FIGO 2018)へ改定されました。2020 年度第 3 回理事会(2020 年 12 月 12 日)において、この改定が承認されましたので、会員の皆様にお知らせいたします。

また、2020 年 12 月に子宮頸癌取扱い規約 臨床編 第 4 版(日本産科婦人科学会、日本病理学会、日本医学放射線学会、日本放射線腫瘍学会編)が発行されました。それに伴い、子宮頸癌は、2021 年 1 月 1 日の症例より新進行期分類に沿って、症例登録を行っていただくようお願いいたします。2021 年治療症例の登録は、新しい規約に基づいて 2021 年 10 月から登録開始になりますことを申し添えます。

尚、日産婦進行期分類変更点の概略を以下に呈示いたしました。

2021 年 6 月

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
婦人科腫瘍委員会
委員長 八重樫伸生

総説(規約 1 頁より転載)

「子宮頸癌取扱い規約 第 4 版」は 2017 年 7 月に発刊された「病理編」と今回の「臨床編」の 2 分冊となっている。本規約は、2008 年以來の改定となった FIGO 2018 の臨床的な分類に基本的に準拠し、本邦における子宮頸癌の臨床の実状に合わせて作成した。FIGO 2018 の概要は、本書の第 4 部の関連事項に、進行期別に Comment, Controversial issues, Recommendations として解説を加えている。

子宮頸癌の最初の国際分類として発表された FIGO 1950 から一貫して、治療開始前に習熟した医師によって進行期が決定されることを原則とし、治療後にこれが変更されることはできなかった。加えて、進行期決定に用いられる臨床検査は限定されており、FIGO 2008 になって画像診断が進行期決定に用いられることが許容された。しかし、正式な導入には至っておらず、このことは本邦の婦人科腫瘍登録において一部の混乱を招いた。FIGO 2018 では、画像所見を治療前診断に加えるとともに手術後の病理学的所見を術後診断に加えて総合的に進行期を判断するという一大転換となった。このことを受けて、本邦で長く使用されてきた「臨床進行期分類」に代えて、「進行期分類」の用語を用いることに至った。これを機に、婦人科のすべての悪性腫瘍において「進行期分類」が共通の用語となる。

本規約の主な変更点は以下の通りである。

1. 子宮頸癌の進行期は、理学所見に加え、画像所見、生検や手術摘出標本の病理学的所見を加味して、総

合的に判断して決定される。

2. 手術の施行, 非施行によって, 進行期決定のための理学所見, 画像所見, 病理学的所見の3つの優位性が異なることがある。
3. 原発巣の腫瘍径や進展度, リンパ節転移の有無の評価に, 画像所見ならびに病理学的所見が加味される。
4. 旧分類の日産婦 2011 で用いられていた I A 期の診断基準から縦軸(水平)方向の浸潤の広がり計測が削除された。なお, 間質浸潤の深さの評価は変更なく残されている。
5. 日産婦 2011 において I B 期の最初の定義であった「臨床的に明らかな病巣が子宮頸部に限局するもの」が削除された。この結果, 肉眼的に明らかな病巣が認められるだけでは I B 期には分類されない。
6. I B 期の診断には病理学的に浸潤癌であることが条件となる。さらに, 腫瘍最大径の計測に従来の 4cm に 2cm も新たな指標に加わり, I B1 期, I B2 期, I B3 期の3つに細分類される。
7. 浸潤が膀胱や直腸の粘膜に認められず, 小骨盤腔をこえる転移がない場合, 画像検査だけで, あるいは病理学的に最終的にリンパ節転移が証明されたものは III C 期の診断となる。骨盤リンパ節のみに転移があるものは III C1 期, 傍大動脈リンパ節に転移があるものは III C2 期に分類される。なお, 画像所見だけで転移と診断された時は r, 病理学的に確診がなされた時は p を付記する(例: III C1r, III C1p, III C2r, III C2p)。

進行期分類

進行期分類(日産婦 2020, FIGO 2018)	臨床進行期分類(日産婦 2011, FIGO 2008)
I 期: 癌が子宮頸部に限局するもの(体部浸潤の有無は考慮しない)	I 期: 癌が子宮頸部に限局するもの(体部浸潤の有無は考慮しない)
I A 期: 病理学的にのみ診断できる浸潤癌のうち, 間質浸潤が 5mm 以下のもの 浸潤がみられる部位の表層上皮の基底膜より計測して 5mm 以下のものとする。脈管(静脈またはリンパ管)侵襲があっても進行期は変更しない。	I A 期: 組織学的にのみ診断できる浸潤癌 肉眼的に明らかな病巣は, たとえ表層浸潤であっても I B 期とする。 浸潤は, 計測による間質浸潤の深さが 5mm 以内で, 縦軸方向の広がりが 7mm をこえないものとする。浸潤の深さは, 浸潤がみられる表層上皮の基底膜より計測して 5mm をこえないものとする。脈管(静脈またはリンパ管)侵襲があっても進行期は変更しない。
I A1 期: 間質浸潤の深さが 3mm 以下のもの	I A1 期: 間質浸潤の深さが 3mm 以内で, 広がりが 7mm をこえないもの
I A2 期: 間質浸潤の深さが 3mm をこえるが, 5mm 以下のもの	I A2 期: 間質浸潤の深さが 3mm をこえるが 5mm 以内で, 広がりが 7mm をこえないもの
I B 期: 子宮頸部に限局する浸潤癌のうち, 浸潤の深さが 5mm をこえるもの (I A 期をこえるもの)	I B 期: 臨床的に明らかな病巣が子宮頸部に限局するもの, または臨床的に明らかではないが I A 期をこえるもの
I B1 期: 腫瘍最大径が 2cm 以下のもの	I B1 期: 病巣が 4cm 以下のもの
I B2 期: 腫瘍最大径が 2cm をこえるが, 4cm 以下のもの	I B2 期: 病巣が 4cm をこえるもの
I B3 期: 腫瘍最大径が 4cm をこえるもの	

<p>II期：癌が子宮頸部をこえて広がっているが、腔壁下1/3または骨盤壁には達していないもの</p> <p>II A期：腔壁浸潤が腔壁上2/3に局限していて、子宮傍組織浸潤は認められないもの</p> <p>II A1期：腫瘍最大径が4cm以下のもの</p> <p>II A2期：腫瘍最大径が4cmをこえるもの</p> <p>II B期：子宮傍組織浸潤が認められるが、骨盤壁までは達しないもの</p>	<p>II期：癌が子宮頸部をこえて広がっているが、骨盤壁または腔壁下1/3には達していないもの</p> <p>II A期：腔壁浸潤が認められるが、子宮傍組織浸潤は認められないもの</p> <p>II A1期：病巣が4cm以下のもの</p> <p>II A2期：病巣が4cmをこえるもの</p> <p>II B期：子宮傍組織浸潤の認められるもの</p>
<p>III期：癌浸潤が腔壁下1/3まで達するもの、ならびに/あるいは骨盤壁にまで達するもの、ならびに/あるいは水腎症や無機能腎の原因となっているもの、ならびに/あるいは骨盤リンパ節ならびに/あるいは傍大動脈リンパ節に転移が認められるもの</p> <p>III A期：癌は腔壁下1/3に達するが、骨盤壁までは達していないもの</p> <p>III B期：子宮傍組織浸潤が骨盤壁にまで達しているもの、ならびに/あるいは明らかな水腎症や無機能腎が認められるもの(癌浸潤以外の原因による場合を除く)</p> <p>III C期：骨盤リンパ節ならびに/あるいは傍大動脈リンパ節に転移が認められるもの(rやpの注釈をつける)</p> <p>III C1期：骨盤リンパ節にのみ転移が認められるもの</p> <p>III C2期：傍大動脈リンパ節に転移が認められるもの</p>	<p>III期：癌浸潤が骨盤壁にまで達するもので、腫瘍塊と骨盤壁との間に cancer free spaceを残さない、または腔壁浸潤が下1/3に達するもの</p> <p>III A期：腔壁浸潤は下1/3に達するが、子宮傍組織浸潤は骨盤壁にまでは達していないもの</p> <p>III B期：子宮傍組織浸潤が骨盤壁にまで達しているもの、または明らかな水腎症や無機能腎を認めるもの</p>
<p>IV期：癌が膀胱粘膜または直腸粘膜に浸潤するか、小骨盤腔をこえて広がるもの</p> <p>IV A期：膀胱粘膜または直腸粘膜への浸潤があるもの</p> <p>IV B期：小骨盤腔をこえて広がるもの</p>	<p>IV期：癌が小骨盤腔をこえて広がるか、膀胱、直腸粘膜を侵すもの</p> <p>IV A期：膀胱、直腸粘膜への浸潤があるもの</p> <p>IV B期：小骨盤腔をこえて広がるもの</p>